

# ARKnet 通信

税理士法人アークネット 〒420-0852 静岡県葵区紺屋町 11-13  
URL: <http://www.arknet.info> TEL: 054-251-2121

2021.4.30  
—春号— 第 26 号

## ご挨拶

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスが発生してからそろそろ一年半が過ぎようとしています。

ここにきて漸くワクチン接種や治療薬開発といった話題が出てきました。まずは医療関係者の方々へ、続いて高齢者の方々へ

とワクチン接種が始まっていますが、国民全員に届くにはまだ時間がかかりそうです。こうした中、ウィルスも変異を遂げており、人類の叡智とウィルスとの戦いは簡単に終わりそうもありません。ワクチンを待つ身としては、可能な限りリスクを避けることと免疫力の維持向上を目指すことが必要です。

環境に順応する力、変貌、生き残りをかけた戦略、等々。ウィルスが自らの意思をもってこうした変異を遂げているわけではないということですが、人類にとっても経営にとってもこの素早い変異は見習う必要がありそうです。

コロナに打ち勝つことはもちろんですが、今後新たな危機に対して機敏に対応できる能力を身につけたいものです。

代表社員 野呂 伸一郎



## 第 26 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
  - ※ 退職所得課税の適正化
- 3 Tax Information
  - ※ 令和 3 年度税制改正 (法人課税)
- 4 Profile～社員スタッフ紹介
- 5 新型コロナ緊急経済措置
- 6 独り言

## What's New

### 退職所得課税の適正化

前回に引き続き「2021 年度税制改正大綱」で発表された主な税制改正についてお知らせ致します。

#### ○退職所得課税の適正化

勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について、2 分の 1 課税の平準化措置の適用から除外する

→令和 4 年分以後の所得税について適用

#### 従業員退職所得課税 ※1

勤続年数	改正前	改正後	
		収入金額 - 退職所得控除額 ⇒ 300 万円以下部分	収入金額 - 退職所得控除額 ⇒ 300 万円超部分
5 年以下	2 分の 1 課税	2 分の 1 課税	2 分の 1 課税 <span style="color:red;">適用無し</span>
5 年超			2 分の 1 課税

※1 役員等については、平成 24 年度税制改正で勤続年数 5 年以下の退職金については 2 分の 1 課税の適用無し  
(参考) 退職所得の課税方式 (改正前)

(収入金額 - 退職所得控除額※2) × 1/2 × 税率※3 = 退職所得に係る所得税額

※2 勤続年数 20 年まで ⇒ 1 年につき 40 万円、勤続年数 20 年超 ⇒ 1 年につき 70 万円  
(例えば、勤続年数 30 年であれば 1,500 万円)

※3 課税退職所得金額の区分に応じ 5% から 45% までの税率が適用

## 令和3年度税制改正（法人課税）

### 【令和3年度税制改正特集（法人税）】

今回の Tax Information では、令和3年度税制改正 法人課税を中心に説明いたします。令和3年改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設や、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されております。

#### デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

○デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設。

（2年間の時限措置）

#### 課税の特例の内容

- 認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア 継延資産 機械装置 器具備品	3%	30%
【他社とのデータ連携に係るもの】	5%	

※設備投資総額の上限:300億円

(注1)クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用（継延資産）

(注2)機械装置及び器具備品にあっては、ソフトウェア又は継延資産と連携して使用するものに限る。

(注3)税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

#### 【適用対象者及び要件】

- ・青色申告書を提出する法人
- ・事業適応計画の認定要件を満たした上、主務大臣から確認を受けること。

#### カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

○2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設。（3年間の時限措置）

#### 【適用対象者及び要件】

- ・青色申告書を提出する法人
- ・事業適応計画の経済産業大臣の認定を受けること

#### 課税の特例の内容

- 認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

##### 1. 需要開拓商品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

##### 2. 生産工程効率化等設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置	5%	50%
器具備品	【目標が10%以上向上の場合】	
建物附属設備 構築物	10%	

(\*):導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限:500億円

(注)税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

#### 人材確保等促進税制

①新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置を講ずる。（2年間の時限措置）

②加えて、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては税額控除率を上乗せする。

##### ※改正前

- 【要件】  
 ①継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率3%以上  
 ②国内設備投資額:当期の減価償却費の総額の95%以上  
 ③雇用者給与等支給額:対前年度を上回ること

##### 【税額控除】

- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費と前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



##### ※改正後

- 【要件】  
 ①新規雇用者<sup>(※1)</sup>給与等支給額:対前年度増加率2%以上  
 ②雇用者給与等支給額:対前年度を上回ること

##### 【税額控除】

- ・新規雇用者<sup>(※2)</sup>給与等支給額<sup>(※3)</sup>の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費と前期の教育訓練費の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度

(※1)雇用保険法に規定する一般被保険者に限られる。

(※2)賃金台帳に新たに記載された者をいう。（一般被保険者以外の者を含む。）

(※3)雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

## 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

○中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を2年延長。

### «改正前»

#### 【要件】

- ①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
- ②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること

#### 【税額控除】

- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件<sup>\*</sup>を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



### «改正後»

#### 【要件】

- ・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上

#### 【税額控除】

- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件<sup>\*</sup>を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度

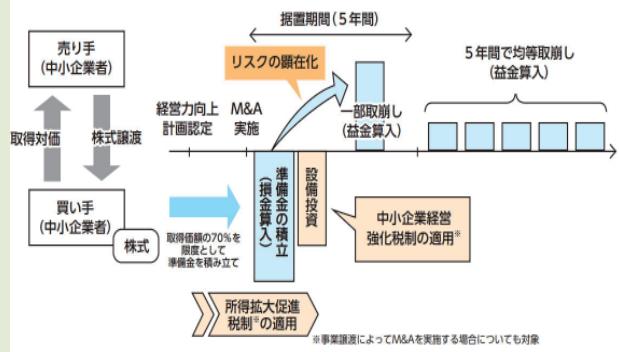
\* 教育訓練增加等の要件：次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費≥前期教育訓練費 1.1 倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明

## 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

①M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとします。（計画の認定期限：令和6年3月31日）この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとします。

②また、当該認定計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな類型の適用ができることとともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定を不要とします。



## 中小企業向け投資促進税制等の延長等

①【租税特別措置法による軽減税率】………2年延長  
中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の税率を15%（本則：19%）とする制度。

②【中小企業投資促進税制】………2年延長  
中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

③【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】………2年延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

④【中小企業経営強化税制】………2年延長  
中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる制度。

静岡事務所 税理士 牧野史明

（出典：財務省「令和3年度税制改正」（令和3年3月発行））



## Profile～社員スタッフ紹介

**佐藤 静香**

(さとう しづか)

千葉事務所所属



- ※千葉県出身
- ※日本大学経済学部卒業
- ※システムエンジニア、監査法人での士業補助を経験後、2021年1月から税理士法人アークネットに勤務することになりました。
- ※趣味：フットサル
- ※一言：日々精進するとともに皆様にご教授頂きながら、税理士法人アークネットの一員として仕事に取り組んでいけるように頑張りますのでどうぞよろしくお願ひ致します。

### ～～独り言～～

今年の確定申告も漸く終わり、平常を取り戻しつつある。平常と言ってもコロナ禍での話で、まあ、これが平常かな、と思うようになった。今年は『税金が増えた』という反応が多くなったようだ。自粛要請が続くなか、飲食店経営の皆様には申しわけない話だが、高額所得者は増税になっているし、事業者の方も給付金で税金が増えたという方がチラホラ。給付金の支給が遅いと文句が出ていた時、緊急事態にはとにかく一旦配っておいて、あとで余った人から税金で徴収する方法がよいのでは?と思ったが、やはり貰っちゃったものは返したくないというのがホンネだな。不公平といえば、今年基礎控除が10万円増えて48万円になった。お!減税?と思ったが、その恩恵にあずかれるのは自営業やフリーランスの方だけ。給与所得控除や年金の控除額はしっかりと10万円減っている。しかも所得が多い人は基礎控除もなくなっているけど、扶養親族がいれば少しある・・・みたいな感じ。もう少し解りやすい制度にならないものか。

文責：野呂伸一郎

## 新型コロナ緊急経済措置

第4波とも言われる新型コロナウイルスの感染拡大に加え、変異株も猛威を振るい、經濟への影響も大きく懸念されています。今一度新型コロナウイルス感染症緊急経済措置についてまとめました。

### 税制上の措置

#### ◆欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

→資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能

#### ◆テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

→中小企業経営強化税制を拡充

#### ◆中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用

#### ◆住宅ローン控除の適用要件の弾力化

#### ◆消費税の課税選択の変更に係る特例

→課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置

#### ◆特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

#### ◆納税の猶予制度の特例

→令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象

### 社会保険料等の猶予等

#### ◆厚生年金保険料等の猶予制度

#### ◆労働保険料等の猶予制度

参考：国税庁ホームページ

アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

#### ◆税理士法人アークネット HP

<http://www.arknet.info>

**ARKNET**

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-11-24 フォルテ5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591